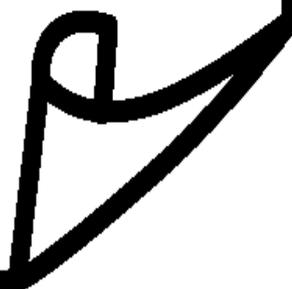




朝霞市食物アレルギー対応マニュアル

朝霞市教育委員会

平成 29 年 8 月作成
令和 4 年 11 月改定



— 目 次 —

1 朝霞市学校給食における食物アレルギー対応基本方針

- (1) 基本方針策定の背景 1
- (2) 基本方針策定の趣旨 1
- (3) 朝霞市学校給食における食物アレルギー対応基本方針 1

2 食物アレルギー対応委員会

- (1) 設置の趣旨・委員構成 2
- (2) 教職員の役割 2
- (3) 給食対応の基本方針の決定 3
- (4) 面談にあたって確認する事項 4
- (5) 対応の決定と周知 4
- (6) 危機管理体制の構築 4

3 学校給食における食物アレルギー対応の流れ

- (1) 学校給食における食物アレルギー対応フローチャート 5
- (2) 学校における年間スケジュール 6
- (3) 対応開始前の面談の実施 7
- (4) 個別の取組プランの決定と情報の共有 7
- (5) 教育委員会における対応内容の把握 7
- (6) 対応の開始 8
- (7) 給食費の還付について 8

4 献立の作成と検討

- (1) 献立作成における食物アレルギー基本方針 9
- (2) 安全性の確保を目的とした学校給食提供の考え方 9
- (3) 食品選定のための給食物質見積合わせの対応 10
- (4) 実施献立の共有 10
- (5) 問題への対応を報告する体制の整備 10

5-1 給食提供、体制づくり

- (1) 食物アレルギー対応を行う児童生徒の情報共有 11
- (2) 対応食の調理器具、食材の管理 11
- (3) 調理担当者の区別化 11
- (4) 確認作業の方法、タイミング 11
- (5) 調理場における対応の評価 11

5-2 給食提供、調理作業

(1) 実施献立・調理手順等の確認	12
(2) 調理手順	12
(3) 調理済みの食品管理	12
(4) 適時チェック作業	13
(5) 児童生徒や保護者との連携	13
(6) 実施における問題の報告	13

6 学校での対応と配慮事項

(1) 給食の時間における配慮	14
(2) 学校給食以外について	14
(3) 食物アレルギーを有する児童生徒及び学級での指導	14
(4) 保護者との連携	14
(5) 緊急時の対応の流れについて	15
(6) 緊急時の対応及びエピペンの使い方について	16
(7) 緊急時の教職員対応マニュアル	17